

○鈴木広弥市民課長 平成28年度は、当初予算において給付基金のほうの繰入金として8,223万5,000円を計上しておりますけれども、この金額が平成28年度における単年度収支の赤字額、単年度赤字額になるというふうに見込んでおります。29年度につきましては、これまで同様、被保険者の減少という傾向、それから、それは税収減になるわけですが、あと一方で、1人当たり医療費の支出額の増加と、歳出の増加というのが続くと見込んでおりますので、平成29年度の単年度赤字額は28年度よりも拡大して1億3,000万円程度になるのではないかと見込んでおるところでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 ありがとうございます。1億3,000万円の赤字見込みということで、大変厳しい状況かなと思います。

あと3分切りました。2番目の財政運営の移行については、これは都道府県に移るということで、また県のほうからいろんな方向性が示されてくると思いますので、この時間のないところで議論してもしょうがないですので、また状況が変わりましたら質問させていただきたいと思います。これで質問を終わります。

蒲生光男委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 次に、順位2番、議席番号13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 私の通告している項目は、2点でございます。第1点目は、置賜の右岸の河川敷をもう少しきれいにできないかと、究極を言えばですね。2点目は、収納率が非常に向上して、平成17年の2月からの取り組みというのが実を結んでいると、確実に、ということ。ただ、やっぱり市営住宅の滞納の問題が

処理できてないので、これをどうするかと。大別すればそういうことでございます。

委員長の許可をいただきまして、まず資料、こちらに議会事務局にお願いすると白黒のコピーになるものですから、私財を投げはたいてカラーコピーにしました。これをちょっと説明させていただきます。

その前に、訂正が2カ所ございまして、まず最初に、この東屋なんです、写真がこれ、ひっくり返っておりますんで、これ逆に見てもらえますと非常にわかりやすいんで、済みませんが、これ逆でございました。それからこの左の4番目と右の5番目、この写真は東から見た写真が右側の一番下、5番目です。清水町排水路という文字の書かれている隣の写真、これが東側から西側をのぞいた写真で、左側の4番目は、逆に西側からのぞいた写真でございます。同じものなんですけども、撮ってる角度が違うということでございます。

それで、これは置賜の右岸の環境整備にかかわる問題なんですけども、まずこの一番上の右側の写真、これは木口のちょうど左岸のいきものふれあいだよ、あそこの反対側、ちょうど木口側にあるんですけども、ここに水洗のトイレがあって、私も何度か使ったことがございますが、現在はこのように草の中に閉鎖の状態になっております。それで、その下、この写真が茅で何か人が歩けないような状態になっておりますが、これが遊歩道からトイレに来る道路ですよ。トイレの一番反対側、左側なんですけども、これは上野川橋から清水町にのぞいたところに立っている標識なんですけども、何て書いてあるかよくわかんなくて、字が剥がれてるものですから、ここに書いてあるのは健康福祉ロード、ウォーキング、ジョギングにご利用くださいと書いてありました。字は剥がれておりますけれども、谷地橋から上野川橋というふうに書いてございます。

2段目の左側なんですけど、これは上野川橋から西側をのぞいた写真でございまして、これはあとで建設参事からも答弁あるかもしれませんが、これ多分、河川アダプトでこの隣接の地区、宮地地区になりますので、こちらのほうできれいにしていただいているのかなと思っております。3段目の右側なんですけど、これトイレのところの遊歩道なんですけれども、土手の木が鬱蒼として、頭をちょっとかがめないと歩けないというような状況になってございます。

その下ですけれども、これは平泉橋付近の終点のところにある看板です。河川アダプト、平成22年認定団体とあって、木蓮会とかって書いてあったんですけども、活動しているのかなという感じですよ。一番下の左側なんですけれども、これはちょうどパークゴルフ場の土手になります。私が思ってますのは、この土手の草をきれいに刈ったほうがパークゴルフ場の価値も上がるんじゃないのかなと。何で草刈らないんだろうかと、誰が刈るんだろうかと、こういうことを思ったところでございます。

2枚目のデータなんですけど、これは結構つくるのに時間かかりまして、延べ41年間の収納率のデータでございまして、昭和50年から平成27年度まででございまして。特に私がこれまで何度も質問してまいりましたが、税の優等生は村山市だと、村山市の取り組みに学ぶべきだっていうことを繰り返し言ってまいりました。ですけど今は、長井市の取り組みに学ぶ時代になったんですね。それで、ここも変遷を書いてございます。青の実線が長井市、90.33、これが平成16年度あたりなんですけれども、そこからずっと徐々に、徐々に上がってっております。なお、これは全部滞繰分を含むデータでございまして。それで、黒の点線が村山市ですね。この99.21%って黄色で塗り潰してありますが、これは平成8年の村山市のデータでは当然、一番いいときでございまして。それが今は逆に徐々

に落ちておりまして、長井市が逆転をしているというものです。その下の赤い点線は、村山市の国保のデータです。黄緑の実線が長井市の国保でございまして。

ここに説明書きを書いておりますけれども、平成5年から平成20年、これまで村山市が1位で、平成十七、八年あたりから収納業務がこの村山市、長井市もそうなんですけれども、苦戦しているということは全体的に言えると、このデータからわかったところなんです。長井市の取り組みが功を奏しまして、27年は滞繰で4位、現年度分で1位となったというデータでございまして。これに基づいて、これから順次質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、第1点目のこの河川費についてでありますけれども、昨年の河川費総額は2,093万9,000円になっております。維持修繕等業務委託料は1,128万9,000円と。

質問の第1項目、消流雪の配水管理費について、費用の内容、それから昨年の活動の実績について、建設課長に答弁をいただきたいと思っております。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 消流雪配水管理費について、お答えをいたします。

長井地区消流雪用水導水路2.2キロについては、国土交通省と覚書を交わしております、市が管理運営を行っております。主な管理業務としては、導水路敷地内の草刈り作業や浚渫作業、中央管理所の通信回線費用や分水ゲートの管理等で、委託料や機械借上料等で対応しております。導水路より中央地区へ分水される配水路の保守点検業務については、長井市消流雪用水配水路保守点検業務として用水管理会へ委託を行っております。

27年度の費用実績でございまして、長井市消流雪用水配水路保守点検業務委託料としては65万円。それから河川維持修繕業務等委託につき

ましては、全体、1,128万9,897円のうち、148万2,504円ほどでございます。機械借上料は160万9,501円のうち、90万3,528円ほどです。光熱水費につきましては、31万1,923円のうち、水道代になりますが、2万1,384円でございます。そして、通信回線費につきましては、45万3,771円のうち、管理システム費用となります41万3,994円で、合計が347万1,410円となっております。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 65万円だということなんですけども、きのうの、あそこの消流雪の、よく私、うちへ帰るとき、あそこを行ったり来たり、通ってるんですけど、ちょうど今、法面に草ぼうぼうになって、川の草もかなり伸びてますよね。この間いつだったか通ったときに、ここまでの大きい長靴を履いて、中で草を刈ってる方がいらっしゃって、おうなんて手を挙げたんですけども、やっぱりあれって1年にどのぐらい刈ってるのかなど。法面の草なんかは乗用のモアで刈れるんだろうと思いますけども、川草はさすがにそうはいきませんから、中に入るしかないんだろうなと思いますけども、1年にどのぐらいの草刈りをしていらっしゃいますか。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 草刈りにつきましては、約4回ほどやっております、4回。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 4回で今の状態だとすると、まだ足りないということになるのかですよ。せっかく置賜野川もそうですし、消流雪用水導入事業もそうですが、県の事業だったり国の事業だったりしますけども、つくった後の問題は、維持管理の問題がやっぱりずっと尾を引いてくると思うんですよ。消流雪はまさに49億円だったですか、かけてつくって、ジョイの北でとまってるわけですよ。あれって長井

市にとって何の効果をもたらしてるんだろうなと。維持管理だけでも大変なんじゃないのかなというふうに、率直に疑問に思うところあるんですけども、例えば4回で草刈りが足りないとするならば5回にするとか、こういったことはどういう県とのかけ合いでやるのか。その業務が提携化されているのか、そこら辺はいかがですか。

○五十嵐智洋委員長 多田茂之建設課長。

○多田茂之建設課長 草刈り等に関しましては、市のほうに維持管理のほうを全部任せていただいているような状況でして、こちらの判断で作業のほうを行っていくような状況となっております。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 ということは、もう一回やんなきゃいけないと思ったらできるということですよ。ぜひ、余り草を伸ばしてあると、犬の散歩に来られる方も大勢いらっしゃいまして、犬のふんってどうしてるのかなって非常に心配になってしばらく見てることあるんですけども、やっぱり草が伸び放題、荒れ放題になっていると、どうしてもそこにごみを投げるっていうことも、随分前もあつたんですよ、よく。ごみを袋に、必ず決まって食べたかすと、この缶ビールの缶と入ってる。誰だって追いかけたことも1回あるんですよ。近くの人なんですけども。飯豊のほうで見失ったっていうお話だったんですが、そういうふうに必ず投げやすくしてしまうと、そこにごみがたまるというふうに思うんですよ。ですので、そういった環境的によろしくないなというようなことにならないように、ひとつお願いしたいもんだなというふうに思っております。

直接ここには書いてございませんけど、この消流雪用水導入事業っていうのは、市長にお伺いいたしますけども、長井市にとって今現在、どういう効果をもたらしてるというご判断でし

ようか。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 もともとは長井のまちなかに野川の清流を流したいということで、水の町としてのPRもしたかったと思うんですが、実質的には消流雪っていいですか、冬場にその効果が出てるんだろうというふうに思っていますが、残念ながら中途半端に終わってますので、例えば大雨のときなども、むしろ調整水路があるために被害も出たりしているということもありますので、残念ながら十分に生かされていない部分はあるのかなと。

ただし、利用次第ではまだまだ使える部分もあるのかなと。環境の美化も含めて、ちょうど消防の前から九野本のホームセンタージョイスね、あそこまで非常に整備されればいい散歩コースとか憩いの場になるというふうには思っております。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 きょうの主題でありませんからですが、消流雪用水導入事業、泉、ヤマダ電機のあたりを抜けて、あっちの川に流すと。ところがあそこの道路が隆起するので泉地区の皆さんが反対をして、あそこでとまったっていう、そういう経過だったですよ。これからあれをどうやって生かしていくかということ、行政課題として大きな問題だと思っておりますので、これはここですぐ結論出るような話でもございませんから、継続してどうやっていくのか、長井市として、ぜひ具体的な取り組みをお願いしたいもんだなと思います。

次、建設参事にお伺いたします。質問の(2)なんですけども、置賜野川の河川敷の雑木については、上野川橋の橋の真ん中に立って東側、西側を見てもらうと一番とあそこはよくわかる場所なんですよね。それで、きょうはこの写真には撮ってきておりませんが、私が小さいころ、学校の先生がこの北向の地区の水浴び

場はここだっていうふうに決められて、そこでやってたの、水浴びを。水遊びをした。寺泉側では、左岸側ではやっぱり同じようなことで決められて、お互いで戦争などあったりして、石の投げっこみたいな争い事があったりして、そういう非常に懐かしい時代なんですけども、当時を思い起こしてみますと、河川敷の中にああいう柳の木が多少あったと思いますけども、本当に何にもなかったんですよ、きれいだったんですよ。それはダムができる前の話なんで、時々大水が出て流れて浄化したんでしょうね、結果としてね。それが非常に功を奏したんじゃないかなというふうに思っております。それがこの、今ではとてもああい状態になっておりますから、ここに書いてありますが、治安、治水、景観、この3点から非常に問題ではないのかなというふうに思っていますけども、これらを解消する事業費用とか内容とかってというのは具体的にご検討されたことがあるかどうか、建設参事にお伺いたします。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

委員おっしゃられるいきものふれあい河川公園っていうのは、右岸広場と、先日、赤間議員の一般質問でございました左岸広場、2つを合わせて置賜野川環境整備事業ということで、県が整備したところでございます。

それで、つくった当初というのはそれぞれの区域に理由がありまして、左岸につきましてはいきものふれあい広場というのと、あとホテル広場っていうのがございます。右岸、平山側ですけれども、ここについてはいも煮広場、あと大締切堤防がある歴史広場っていうコンセプトを持って整備されたようでございます。

今、問題になっている、委員おっしゃられている、写真にもありますけれども、この部分については、いも煮広場の一部ということで、川表の堤防に沿って桜を植樹して、東屋からきれ

いな西山を見ながらいも煮会をするという、そういうコンセプトで整備されておりまして、この写真にある駐車場とトイレというのもその一部でございます。

現状でございますが、このお写真のとおりジャングル化しているということございまして、基本的には河川敷の支障木や雑木の処理については、河川管理者である山形県がすべきことということは第一でございます。これは強く要望していきたいというふうに思います。

もう一つは、この区間でございますが、写真にもございますが、現在4団体の河川愛護団体がアダプト事業を展開しております。ただ、アダプト事業と申しまして、ほぼボランティア的な作業でございますので、管理用道路や川裏の堤防の除草に限られてくるわけですが、今後その樹木の伐採とか、そういうのは無理としても、洪水時期の草刈り等を行っていただくのも手だての一つとして考えられるのではないかと考えています。

また、いも煮広場については長井市の管理施設でもございますし、委託等により管理をお願いするなどの対策を検討していきたいというふうに考えております。

なお、この件につきましては、山形県のほうにも確認しておりますし、申し出ておりますけれども、県のほうでもこの状況というのは非常に問題視しております。聞いたところによりますと、平成29年度から5年間、33年度までやりますけれども、ほかの河川にもこういうような雑木林、雑木等、繁茂しているところが多数ありまして、ここの県の施策として計画的な対策を図っていくということをお聞きしております。それに期待するものもあるわけですが、そのアダプト事業や、また市でできること、そういうのを総合的に考えて、この現在の状況というのを何とか打開していきたいというふうに考えております。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 この次の質問に答えてもらおうかと思ったんですが、県の事業でやると早々にいただいたので、もうやめてもいいんですけどね、時間はまだありますから。

昔ちょうど今の水道事業所のあるあたりよりちょっと東のほうに警報装置がありまして、大水が出ると、ポーって、轟音が鳴ったんですよ、警報音が鳴らされたんですよ。上野川橋のちょうど橋の付近だと思いますけど、コンパネ2枚ぐらいのこういう表示があって、どういう音のときは何の音だぞと、こういうのが何種類かあったんですよ。いつの間になくなった、今はないですけども、あの当時の野川で水浴びをした幼少のみぎりの、とても懐かしく思いますので、そこまではいかなくとも、柳の木とか、ハンノキとか、かなり育ってますが、河川敷の中にそもそも根をおろしたものですから、あれ抜根したって簡単だと思うんですよ。引っ張ってふるふるって、あれ何の機械、重機のふるい落とすね、石を落とす機械も使ってやれば非常に簡単な作業ではないかと思われるんですけども、ぜひ今、参事からありましたように、具体的に県のこの考えが動くようになった段階で、議会にも説明をいただきたいと思っておりますし、これはできるだけ早くその事業に着手していただけるようお願いしておきたいもんだなというふうに思っています。

それで、治安の面でもちょっと触れておきたいんですが、三、四年前にちょうど上野川橋の付近から変なとんでもない異臭が発生しまして、ちょうど私の友達が朝、ジョギングをしていたときに、その異臭に気づくわけがありますね。そこら辺に見えるんですけども、近づくのも嫌だ。それで、通りすがりの人が、あいつは何だと、何かおかしいぞということで、警察に連絡しました。そうしたら、どこの誰だかわかりませんが、遺体がそこにあつたというこ

となんですよね。結果として、それがどなただったって話は聞いておりませんが、そういう治安の問題も一面あるということ念頭に置いていただきたいと思います。

市長にお伺いいたします。置賜野川の遊歩道、トイレなどの整備というのは平成、多分8年ごろの置賜野川環境整備ということで、どのぐらいの事業費を費やしたかわかりませんが、つくっていただいたんですね。遊歩道を歩いていてわかるんですが、簡易舗装的なものですので、この木の根っこを張りますと、皆隆起してきてむしろ危ないんですよ。それで、両サイドから草が覆いかぶさっていると。とてもじゃないですけども、あそこを散歩で使ってくださいなんて、正直言えません。ひとりで行ったら、ちょっと気持ち悪いですよ。ですので、河川敷の法面のほうの草を刈るとか、せいぜいそういう管理をしていただいて、少なくともジョギング、サイクリング、使えるかどうかわかりませんが、そういう使い方ができるようにしていただきたいというふうに思っておりますし、そういう環境を取り戻していくべきだということで、再度市長のほうからご答弁いただきたい。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員おっしゃるように、やはり県のほうで多分20年前ぐらいですよ、あそこをいろいろ整備いただきました。私もあやめ公園のところからずっと上流を歩いていきますと、ところどころきちっと整備されてるのにもかかわらず、管理が悪くてほとんど使われてないというところがたくさんあります。それがずっと締切堤防まで、ところどころもったいないなってしまうところたくさんあるんですね。ぜひ県のほうにお願いしながら、野川のフットパスってありませんので、それらについてしてもらえないかどうか。

あとは小関秀一議員の一般質問や、あるいは赤間議員の一般質問の中でもありましたように、

特に締切堤防っていうのはやっぱり長井の大きな財産ですので、これを生かす。あと県に整備してもらったところ、あとあやめ公園のところも、県でもいろいろお願いすると、少しずつですが、やってくださるんですね。ですから、この右岸側をどういうふうに生かすか。管理をどうするかということ、左岸もそうですけども、西根の皆様も、特に菜の花を植えていただいたり、パークゴルフなんかもやっていますので、市のほうの河川の維持管理費っていうのは、行革で最悪のときは3分の1ぐらいまで減ったんですね。今は半分よりちょっと戻ってるかもしれませんが、こういったところなども今後どうするか、よく検討しながら、ぜひうまくこれを活用するような方向で県のほうと、あるいは国からも支援をいただきながら、消流雪水路も話を進めながら、これをうまく活用するように努力してまいりたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 トイレって、建設参事にお伺いしますけども、今は使ってませんよね、写真でわかるように。いつまであれ、使っていましたか。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 左岸トイレについてはグラウンドゴルフで使う方で非常に利用されておりますけれども、右岸につきましては舗装駐車場やトイレの区間部分がちょっと夜間のたまり場的な場所になってしまったということで、非常に風紀上のことがありまして、4年ぐらい前から閉鎖しております。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 あそこはあのような状態になる前ね、私もここ2年ぐらい行ってませんから、若い衆がね、若い衆ってどのぐらいの年代かなんですけども、若い衆がトイレの前のあの広場で花火などをして遊んでたむろしてるというような光景もあつたんですがね。でも、と

てもじゃないけど今はひとりでいたら気持ち悪いですから、そんなふうな用途に向けられるようなものではないと思っておりますので、使わないんだったら使わないように、何かもうちょっとしっかりとしたほうがいいんじゃないのかなっていうふうに思ったところなんです。そこら辺、これからどうしていくのかですけど、何か具体的にこういうふうにしたほうがいいなということがありますか。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 整備の段階で、いも煮広場ということでコンセプトを持って整備したということもありますので、使用者がいないから管理しないということではなくて、管理しないから使用者がいないんだというふうな考え方をしたほうが、すべきだというふうに考えております。

それで、具体的な方法については、まずやっぱり一級河川ですので、支障木等については県に強くお願いするということがまず第一です。その上で、堤防敷であったり、その管理区域であったり、市がどういうふうにかかわれるか、アダプトの事業者であったり、市区等がどういうふうなかかわり方をできるか、それらを総合的に考える必要があると思います。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 あれですね、大体わかりました。パークゴルフ場の清水町の土手の草ですけども、あれはせめてきれいにさせていただいたほうがっていうか、してやったほうがって言ったほうがいいんですかね。パークゴルフ場の価値も上がるというもんだと思うんですよ。雑草の中にあるよりはきれいになってたほうがいいと思いますので、これは具体的に行動に移していただくようお願いしたいと思いますけど、これはできますでしょうかね。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 そこについては対応したい

と思います。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 収納率の関係に入ります。

市長の答弁をいただくと、大体休憩になるのかなと思っておりますけども、まず一般市税の収納率で、非常にいい成果があらわれておりますよね。私は平成16年の9月の決算議会で、収納率向上対策本部を立ち上げて取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかという提案をさせていただきまして、平成17年の2月にその組織がつくられましたですね。それから非常に地味な活動、収納業務ですから非常に大変なんですけども、地味な活動を本当にしていただいて、今のような結果に結びついていると思います。ですから、税務課の収納業務に携わっている職員の皆さんは本当に大変な思いをなさって今、やっていらっしゃるなということをつくづく感じるわけなんですけども、やはり税の公平性という観点からも、これからも正しく進めていただかなければいけないと。やはり収納業務を担当する側が幾らその理解をしても、税を納める側の市民の皆さんがそういう高い意識がなければできないわけで、それが非常にうまく乗ってきてる。コンビニ収納という方式もあっていただいたりして、これ非常に使い勝手がいいわけですよ。そういう点で、相対的な数値が上がってきたなと思います。

一方で、税外品目であったり、一部問題のあるところもあるわけなんですけども、そこら辺について、もう全体的な部分について、市長からまずご答弁をいただきたい。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員がおっしゃいましたように、今回といいますか、ここ数年、県内の13市ではトップをずっと維持しているというのが、そのきっかけというのが蒲生委員からご提案いただいて、当時の目黒市長が、じゃあまずは全

管理職が収納等に当たるといふことで、それらの体制をとったのが一つの今の流れにつながったというふうに思っております。

また繰り返しになりますけど、平成17年2月からの収納率向上対策本部における取り組みでは、全管理職による滞納者への訪問催告や、訪問による口座振替の加入促進を4年間これ、続けていただきました。歳入の確保という意味で、全庁的な取り組みを通して共通の認識ができたというふうに思っております。

ただ、その当時もそうなんですけど、不景気も反映してか、なかなか収納率が向上しないというのが現状でしたけれども、やはりこれをきっかけに、まず税務課の職員の皆さんが一丸となって、そして管理職も後押ししながら、この状況を打破するためのさまざまな取り組みを行ってきたということがございます。

まず、蒲生委員には、ずっとこういった不公平感のある、きちんと納めている人と、苦しくともですね、あと、うまく逃げている人と、そういうの、不平等があってはだめだというのはそのとおりでございまして、したがって、今はできることをしっかりと滞納されてる方に説明をして、丁寧に説明をして、こういうふうにやっていただくといいけど、じゃないと一部差し押さえとか、口座のほうもご協力いただけますよということなども、早目早目の対応をしながら、今あらゆる取り組みをします。コンビニ収納なんかもできるのも一つでしたし、これは最近ですけどね。あとは例えば国民健康保険なんかも回数をふやしたりとか、そういったことなども、これはまずは今、税務課一丸となってやっておりますが、ぜひこれからも納税いただく方にきちんとご理解をいただいて、気持ちよく納入していただくように努めてまいらなさいいけないというふうに思います。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長　ここで暫時休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時19分 再開

○五十嵐智洋委員長　休憩前に復し、会議を再開いたします。

蒲生光男委員の質疑を続行いたします。

13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員　税務課長にお伺いいたします。

国保の収納率、現年で1位になったということで、国保の収納率についても徐々に上がってきてますね。考えてみれば市税ですから、一般市税が順調になってくれば、必然的に国保も上がってきて当たり前だと私は思うんですけども、税務課長の立場で、どういう特徴的な取り組みがあったのかというのが第1点。

もう1点は、平成30年から国保の県一本化ということになりますときに、未済額をいっぱいため込んで一緒になるつつうのは、ちょっとこれは肩身の狭い話ですから、やっぱりそのためにも身辺はきれいにしとかなきゃいけないと思うわけなんですけども、その点、税務課長、いかがですか。

○五十嵐智洋委員長　佐野安広税務課長。

○佐野安広税務課長　お答えいたします。

国民健康保険税は市税と合わせて収納業務を行っておりますので、市税同様の取り組みを行っております。特効薬のようなものはないわけですけども、委員おっしゃられたように、市税の高い収納率が国民健康保険税の収納率に反映されているというふうに思われます。

また、取り組みといたしまして、保険証の更新の際に呼び出しを行いまして、完納に向けた相談を行う取り組みを行っております。こちら

は地道でございますけれども、特徴的なものの一つというふうに考えてございます。平成30年度以降のことでございますけれども、未済額は少なくしてというようなことは当然のことだろうなというふうに考えてございます。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 でも、市税も順調に来て、国保もだんだんとその成果があらわれてきたと。その税外品目っていうのはやっぱりどうしても一般市税、国保、税外品目というふうに順序なってるんじゃないかなと。これまでも何回も同じことを聞いてきたんですけども、そういうふうに充当ね、これ一つだけおくれるんじゃないなくて、おくれるときって、えてして満遍なくおくれるっていう傾向が強いですから、その中に全部納めれなくて一部を充当してくれと言われたときに、やっぱり一般市税から充当していくんだと思うんですけども、今までの答弁からするとですね。

そうすると、税外品目がどうしても後になってしまうということなんでしょうけども、そういう点からいうと、一般市税が上がれば国保も上がって税外品目も上がってくるんだということになると思うんですけども、やっぱりこの税外品目で、例えば児童福祉負担金の場合ですね、施設の側では必要な経費の100%は、これは市を経由してもらわなければならないという格好になっているわけなんです。やっぱりそういうことを考えますと、市と施設の側と協力して、一体となってこの負担金であれ、利用料であれといったものについて取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと私、思うんですけど、その点いかがですか。

○五十嵐智洋委員長 佐野安広税務課長。

○佐野安広税務課長 お答えいたします。

現時点で施設のほうと税務課で相談なり、そういうことは行ってございません。具体的な取

り組みといたしましては、担当課との情報の共有ということになりますけれども、児童手当、児童福祉手当の支給日の際に、窓口に来ていただきまして、未納分の今後の対応について相談を行うですとか、あとは新たな負担金であるとか手数料、具体的には第2子の方の保育料でありますとか、小学校に上がって学童クラブに入るというような場合に来庁していただきまして、今後は未納しない旨の誓約をいただいているということでございます。そこに税務課の職員も同席させていただきまして、どうしていくのかということを相談して、収納率を上げるというような対策を行っているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 学童クラブはおやつ代を入れて5,000円ですよね。山形県の中で一番安い利用料金の設定にしてあるわけです。それがおくれるということは、いろんな理由がおありなんだろうから、そこら辺は小まめに相談、収納していただくように心がけていただきたいなというふうに思っ、お願いをしておきたいと思います。

(3)の住宅使用料の関係についてお伺いをいたします。建設参事のほうなんですけども、住宅使用料の未済額については660万5,208円だったと思います。このところ、ページ、何ページだったんですけども、この住宅使用料の未済額の対応について、税務概要にも何も出てこない。それから決算審査意見書の中にも触れられておられなかったので、あえて私が取り上げさせてもらうんですけども、この問題も、平成22年の9月の決算総括質疑で当時の浅野建設課長に具体的ないろいろ答弁をいただいたりをしてるわけなんですよね。それで、ただ、その当時と今日まで滞納の額、それから滞納されてる方について何も変化がないので、どうすればいいのかというところがこの問題の主眼でございます。建設課が担当だといっても、時々人事異

動でかわりますし、建設参事にお伺いしたいんですが、どういう対応の仕方を、建設課長を当時から含めて、なさってこられたのか、その点について伺います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

住宅使用料の収入未収額につきましては、決算書のとおり679万1,988円、これは昭和63年からの滞納でございます。このうち市営住宅分が蒲生委員おっしゃられたとおり、660万5,208円、滞納者が22名います。市営住宅滞納者22名のうちに、既に退去した方で死亡や行方不明、相続人についても同様な方で回収困難な方が9名います。その金額というのが468万2,558円となります。残りの滞納者につきましては、現在も市営住宅に入居中の方13名でございまして、この滞納額が192万2,650円で、現在、分割納付などの納付指導を随時行っているところですが、本日現在で7名の方は完済しております。現在6名で、そのうち4名の方が分納中、残り2名の方が比較的大口なものですから、現在納付の指導中ということでございます。

市営住宅の家賃滞納の対応については、平成24年度に長井市営住宅家賃滞納事務処理規程を策定し、滞納者に対して市の方針を明確にして、段階に応じて適切な滞納整理の手続を行っております。市営住宅というのはどうしても所得の低い方が入居をされておりますので、家賃滞納の長期化が続くと住宅の明け渡しにつながることを十分に説明した上で、毎月少額でもいいからまず納める姿勢というのを大切に考えていただいて、そういう納付指導を行っているところでございます。

現在ですけれども、入居中の方の滞納繰越額は、さっきの6名で164万4,050円と、減ってはきております。今後も初期段階での計画的な支払い指導を徹底し、住宅使用料の滞納繰越額を極力減らすように努力を続けていきたいと考えてお

ります。

あと、人事異動のことですけれども、当然人事異動の際は市営住宅管理業務マニュアル及び引き継ぎ書を作成しまして、前担当者立ち会いのもと引き継ぎを行いますので、滞納状況については十分把握しておりますし、滞納分を回収するべく市営住宅家賃滞納整理事務処理規程に基づいて、督促、催告、保証人への連絡等を行っているところでございます。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 660万5,000円、徴収権が、ちょっと言い方は正しいかどうなんですけれども、失効しない、まだ生きてるんだという見方でよろしいのか、あるいはまた、事実上これはそうではないんだということなのか、その点いかがですか。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

自治体が扱う債権というのは、公法上の債権、公の債権と、私法上の債権がございまして、例えば地方税等は公法上の債権でございまして、時効の期間が過ぎると債権が消滅して不納欠損の処理ができるということになります。ただし、住宅使用料については、最高裁の判例によりまして、私法上の債権ということでございます。

ですので、地方自治法によりまして、住宅使用料の消滅時効の期間は5年というふうになっておりますが、この時効の期間を過ぎたとしても債権は消滅しない。その時効の援用というのがございまして、例えば滞納している市民が、もう私の税金は時効ですよってという申し出があった場合について初めて援用というのが適用されて債権が消滅するということですが、その債権者が援用権を行使するというのは、先ほど申しましたとおり、もういなくなったり亡くなったりしているという状況中で、まずあり得ないというふうを考えております。さらに相続人

がない場合や、もう行方不明になっているという債権が、現在のところそのまま宙ぶらりんの状態になっていると。これが先ほど申し上げた468万円の金額になっているわけでございます。こういう状況をどういうふうに打開していくかということですが、あくまでも債権を消滅するというところでございますと、地方自治法第96条第1項によりまして、議会の議決によって権利を消滅させるというのが一つあります。あと、私債権管理条例を作成して、権利放棄を条例化するという方法もございます。もう一つが地方自治法施行令第171条の7の免除をすることもあります。あとの2つというのは議会の議決というのには必要ない方法でございます。

他市町の動向というか、状況も十分確認しながら、この不良債権というか、これの適切な処理方法について、今後慎重かつ早急に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 そうしますと、9名の468万2,558円、パーセンテージで約68%、この額については事実上回収不能なんだと。ただ、私も言われて調べてきたんですけど、公債権、私債権の比較ということで、ここにもありますように、宙ぶらりんになってるっていうことですよね。96条第1項ということは、議会の議決に付すべき事項、いわゆる決算、予算と同じ類いで扱っていくと、こういうふうになっていくんですかね。どうですか、ここは。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 決算の説明が、即消滅だよということ、イコールではないと思いますが、別な形で諮らなければならないというふうに思います。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 第96条第1項については、たしか15項目この地方自治法で決まってま

すよね、議会の議決が必要なんだと。そうすると、それに加えてもう1項目上げるから16項目になると、こういう理解でよろしいんですかね。違いますか。市長、誰かに振ってください。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 これ、参事答えられますか。ちょっと即答ができなくて大変恐縮なんですけど、やはり何らかの手续をとらなきゃいけないと。方法は3つぐらいございますので、ただ、今の状況は宙ぶらりんでございまして、適正じゃありませんので、ぜひご指摘いただきましたんで、今後検討して適正な管理をしてみたいというふうに思います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

やはり決算がイコール議決ということではないということでございます。先ほどの私が申し上げたことが正しいと思います。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 先ほどの答弁と何にも変わってないですよ。わかりました。というのは、議会の議決をいただければ、これは消滅させられるんだと。とにかく昭和63年からのぼっこですので、これはやっぱり27年、8年半ぐらいにわたるものですから、もう実際は回収は絶対できないということで、ぜひそこら辺の処理は早目をお願いしておきたいもんだなというふうに思います。

それで、市営住宅に入居する際は、当然のことながら、入居者について保証人をつけなきゃいけないということになってますよね。これはさっき言いましたように、平成21年だったかな、22年だったかな、決算総括の最後のくだりで当時の建設課長から、保証人の関係で私が聞いたところ、こういうふうに答えられております。督促、催促のマニュアルについて、担当者がかわっても同じようなシステムになるように検討したいと思います。それから、保証人について

も確認するような方向で検討したいと思います。なお、今度入居される方については、今まで書類を整えてもらえばクリアしていたわけですが、連帯保証人の方と直接お話をして、その責務についてご理解いただいた上、入居する方向で検討したいというふうに考えておりますというふうにお答えになっていらっしゃるんですよ。今現在、そうなってますか。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 連帯保証人につきましては、条例に基づきまして、市内に居住し、独立に生計を営み、かつ入居決定者と同程度以上の収入を有する者2名を立ててもらい、入居手続の際は保証人にも同席していただくということで、また保証人については別居している親御さんとかを立てている場合が多いんですけども、入居中でも保証人が仕事をやめたり亡くなった場合には、速やかに保証人の変更届を提出するように契約時に呼びかけるということと、あと契約だけでもう放っとくということではなくて、定期的に、年1回ですね、最低、その保証人の状況とか、そういうのを聞いている状況でございます。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 今、参事からありましたように、そういうことを細かくしてもらおうと、まず現年度分での滞納がなくなっていくと。滞納繰越分というのはなかなか回収は難しいですから、まず滞納を起こさせない仕組み、動きを行政としてやっていくということが必要なんだろうなというふうに考えます。そこら辺のことを再度市長から答弁いただいて、質問を終わりたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員からいろいろご指摘、ご提言いただきましたように、おかげさまで市税、あるいは国民健康保険税を初め、非常にいい成績を市民に協力いただいておりますと

いうことから、全体的には非常に滞納の額に対しての、税務課以外の課のほうでもこれをきちっとしなきゃいけないという、そういう意識が高まっておりまして、ぜひ委員からもいろいろご指摘いただいたように頑張っていきたいというふうに思いますし、一番難しい市営住宅については、ひとり暮らしで年金だけで暮らしていらっしゃる方などについて、やっぱり考慮すべき部分があるんですが、その辺も本人からは何とか少しでも払うんだという意識なども高めていただけるような、そんな取り組みを地道に行ってまいりたいというふうに思います。いろいろご教示ありがとうございました。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 これで質問を終わります。ありがとうございました。

内谷邦彦委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 次に、順位3番、議席番号4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 今まで質問させていただきました件について、再度確認させていただきたく、よろしく願いいたします。また先日、決算資料に関して資料請求させていただいたところ、お忙しいところ丁寧に対応いただきまして、ありがとうございました。

まず、松木厚生参事に伺います。

平成27年6月定例会本会議、一般質問の中で、長井市地域福祉計画が平成27年度から平成31年度の5カ年計画、長井市老人保健福祉計画、第6期介護保険事業計画は、平成27年度から平成29年度の3カ年計画となっております。このように3カ年もしくは5カ年にまたがる計画を実施し、達成させるためには総合計画があり、年度ごとの計画、達成目標を設定し、担当者、